

新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン

令和6年度「定期接種」について

新型コロナワクチン接種は、昨年度までは「特例臨時接種」として実施されてきましたが、令和6年度から「定期接種」に位置づけられました。接種についてこれまでと異なる点がありますので、ご注意ください。

令和6年度 新型コロナワクチン定期接種の概要

接種対象者	①65歳以上の方 ②60～64歳で以下の障害を持つ方 心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活が極度に制限される程度（身体障害者手帳1級相当）の障害
接種期間 接種回数	令和6年10月1日～令和7年3月31日（期間中に1回接種） ※接種実施期間は医療機関により異なる場合があります。
自己負担額	2,000円 ※生活保護世帯、非課税世帯に属する方は免除制度あり（詳細は裏面）
接種方法	医療機関へ直接申し込み 接種を実施する医療機関は、市ホームページ、広報犬山10月号に掲載します。 ※市外の医療機関での接種を希望する場合は、事前手続きが必要です。 （詳細は裏面）
接種時の持ち物	・身分証明書 ・健康手帳 ・接種対象者②の方のみ、身体障害者手帳または診断書
努力義務	なし 個人の発病、重症化予防を目的とした接種であり、接種を受けることは義務ではありません。



【注意事項】

- ・予診票は個別に発送されません。高齢者インフルエンザと同様、犬山市内の医療機関に用意してある予診票をご利用ください。
- ・60～64歳で接種対象となる要件は「基礎疾患を持つ方」ではないため、ご注意ください。（上記の接種対象者②をご確認ください。）
- ・定期接種の対象でない方でも「任意接種」として接種可能です。（接種費用は全額自己負担）
- ・インフルエンザ等、他のワクチンとの同時接種は特に医師が必要と認めた場合のみ可能です。

次の方は接種前に手続きが必要です（新型コロナ・高齢者インフルエンザ共通）

- 犬山市以外での接種を希望する方
- 生活保護世帯、非課税世帯に属する方で自己負担額の免除を希望する方

裏面をご覧ください

新型コロナ・高齢者インフルエンザ

定期接種にかかる事前手続きについて

「新型コロナ」「高齢者インフルエンザ」の定期接種対象者のうち、以下に該当する場合は予防接種を受ける前に保健センターでの手続きが必要となります。(高齢者インフルの接種対象者は新型コロナと同様)

接種前に保健センターでの手続きが必要な方

■市外の医療機関で接種する方

市外医療機関には犬山市の予診票が用意されていないため、接種時に予診票などの書類を持参する必要があります。

※江南・扶桑・大口の医療機関には犬山市の予診票の用意がある場合もあります。事前に医療機関にご確認ください。

■市民税非課税世帯・生活保護世帯に属し、自己負担額の免除を希望する方

接種後の免除はできません。手続きは必ず接種前に行うようご注意ください。

手続き方法について

①保健センター窓口

- ・持ち物：身分証明書（全ての方） ※代理申請の場合は代理人の身分証明書も必要です。
生活保護であることがわかる書類（生活保護による免除の方のみ）
※免除希望で令和6年以降に転入された方は事前にお問い合わせください。
- ・郵送での提出も可能です。（申請書は市のホームページよりダウンロードできます。）

②電話申請（令和6年度より導入）

- ・家族による代理申請も可能です。
- ※課税状況の確認等の問い合わせには回答できません。

犬山市保健センター
☎ 0568-61-1176
(平日8:30~17:00)

③インターネット

- ・あいち電子申請・届出システムから申請可能です。
(右のQRコードを読み取ってください。)



※発行書類の住民票所在地以外への発送は原則対応できませんのでご了承ください。

手続き受付開始時期について

- ・令和6年9月10日（火）より申請を受付けます。※受付開始直後は混雑が予想されます。
- ・9月中はいずれの申請方法でも、郵送にて書類を交付します。（9月末頃より順次発送）
- ・窓口での即時発行は10月以降に対応開始予定です。

R6
9/10
受付開始

※新型コロナと高齢者インフルエンザで接種期間が異なるためご注意ください。

新型コロナ：令和6年10月1日～令和7年3月31日

高齢者インフルエンザ：令和6年10月15日～令和7年1月31日

問合せ

犬山市保健センター

〒484-0086 犬山市松本町一丁目121番地
TEL: 0568-61-1176 (平日8:30~17:00)